

容器包装リサイクル法について

環境立地局リサイクル推進課

我が国では、年間約5,000万トンものゴミが家庭から排出されていますが、そのうち、容器包装廃棄物が容積比で約6割を占めています。

こうした容器包装廃棄物を「資源」へと甦らせるために、平成9年4月「容器包装リサイクル法」がスタートしました。この法律のポイントは、すべての人々に明確な役割を担ってもらうことで、効率の良いリサイクル・システムを創り出すことにあります。平成12年4月から、この法律は対象範囲が広がり完全施行されました。

1. 法律で定められたそれぞれの役割

容器包装リサイクル法は、効率的なリサイクルシステムを創り、円滑に機能させるために、すべての人々の役割を明確にしています。

消費者・・・分別排出を行う
市町村・・・分別収集を行う
事業者・・・リサイクルの義務を担う

これらどれひとつが欠けても、ゴミは資源へと生まれ変わりできません。

2. 分別収集の対象となる容器包装とリサイクル製品

分別収集の対象となるのは、

ガラス製容器	ペットボトル
スチール製容器	アルミ製容器
紙パック	プラスチック製容器包装（食品トレイ含む）
紙製容器包装	段ボール

また、これら分別収集された容器包装廃棄物は、委託を受けたリサイクル事業者により原材料に再生加工された後、

ガラス製容器	➔ ガラス製容器や建築・土木材料など
ペットボトル	➔ 繊維やシート、ボトルなど
プラスチック製容器包装	➔ 文房具、日用雑貨などのプラスチック製品、工業用原材料、油化など
紙製容器包装	➔ 再生紙、建築ボード、燃料など

の製品に生まれ変わります。

(注) スチール製容器、アルミ製容器、紙パック、段ボールは、有償で取り引きされているため、本法による事業者のリサイクル(再商品化)義務の対象からは、除外されています。

3. 事業者のリサイクル義務と履行方法

対象となる容器を利用又は製造する事業者、包装を利用する事業者(いずれも輸入を含む)は、利用したり製造したりした量に応じて、リサイクル(再商品化)を行わなければならない。

なお、この義務を果たす方法の1つに、法律に基づき指定を受けた(財)日本容器包装リサイクル協会へ委託するという方法があります。